

ニセコ町水道水源保護条例 ニセコ町地下水保全条例

ニセコ町企画環境課環境エネルギー係

平成14年に策定した「ニセコ町環境基本計画」に掲げる「水環境のまちニセコ」を具体化し、自然生態系や地域生活文化を守り育てることを目的として「ニセコ町水道水源保護条例」「ニセコ町地下水保全条例」を制定した。水源地の開発と地下水の大量取水を規制することで、乱開発を防ぎバランスの良い発展を目指す。

はじめに

「外国人が水源林を買いあさり、それに対抗するためにニセコ町は条例を作った」というのが一部マスコミによる報道である。しかしニセコ町においてそのような売買事例は無いのが事実である。

ニセコ町は、北海道の南西部に位置する人口約4600人の町で、町の面積の約7割が山林・原野を占める豊かな自然に恵まれた土地である。支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国立公園が町の面積の約13%を占め、町の中央を清流日本一に輝いた尻別川が流れている。こうした良好な環境から、登山やラフティングなどのアウトドアスポーツが盛ん

であり、良質な雪で国際的な評価も高いスキーと併せて年間140万人を超える入込のある観光地である。

町の主産業は観光と農業であり、じゃがいもをはじめとした畑作を中心に水稲や酪農なども盛んである。観光と農業は良好な自然環境があつてこそのものであり、平成14年に環境基本計画、平成16年には環境基本条例を施行するなどかねてより環境に配慮したまちづくりを進めている。

条例制定の背景と経緯

ニセコ町内では冒頭に述べたような外国資本等による水源地の買収事例は無いが、北海道内における外国資本等による森林の買収は

43件924haとなっており、全国の事例の件数・面積共に9割超を占めている。また、近隣町村において、外国資本等による森林取得の動きがあることも事実である。

そのような背景があることから当町においても水道水源地が購入・開発される恐れは無いとは言えないが、実際にニセコ町において条例制定のきっかけとなったのは、平成14年に策定されたニセコ町環境基本計画である。

環境基本計画では「水環境のまちニセコ」を全体目標として、水循環と物質循環の保全を基盤として、自然生態系やそこで営まれている地域生活文化を守り育てることを全体の目標としている。具体化の目標の中に水道水源地の保全条例の検討が挙げられており、今

回の条例制定につながっている。

また、地下水そのものがニセコの水環境の大きな要素であり、一般家庭や別荘分譲地、宿泊施設において地下水（井戸水）を使用していることが多いことから、大量取水を規制し適正な水利に誘導するために地下水保全条例も同時に制定された。

条例制定の具体的な検討は平成22年10月頃より本格的に開始し、「ニセコ町水道水源保護条例」「ニセコ町地下水保全条例」の2本の条例となつて、平成23年4月の臨時議会で可決され、5月1日施行、規制に関する規定は9月1日より適用となつた、まだ新しい条例である。

条例文の作成においては、立地規制や排水規制などの規制内容や、実効性を高めるための罰則規定などの検討に時間がかかり、町民との意見交換や担当課での協議はもちろん庁内の法令審査会でも4回の検討を重ね、パブリックコメントを経て4月の成立となつた。

なお、2本の条例は水環境に関するものとして1本化も検討されたが、最終的には目的が異なることから2本の条例となつている。

水道水源保護条例に基づく保護地域の指定にあたっては、有識者を含む水資源保全審議会において4回の審議会を経て決定している。

条例内容・設計の解説

（水道水源保護条例）

今回制定した水道水源保護条例は、水道水源の涵養域を保護地域として指定し、保護地域内の開発を規制するもので、所有権の移動については関与しないものとなつている。開発内容が協議対象施設である場合は、必要な手続きを経て町が許可を出さない限り設置することはできず、許可にあつて町は必要な措置を行うよう助言・指導することができるなど、厳しい規制を設けている。

保護地域においては、給排水設備を有する施設も協議対象施設としており一般家庭も含まれる。設置規制を行う判断基準は水道水源に影響を与えるおそれのある施設、と定義され、基本的に保護地域内の開発に対しては厳しい規制となつている。

開発をしようとした場合の手続きとしては、開発計画の段階で関係住民への事前説明会の開催を義務付け、その後町へ許可申請を行う、という流れになっており、町では水資源保全審議会にて審議を行つて判断を行うことになる。

実際の事例は、条例制定から日が浅いため現在のところ無いが、条例上明文化されていない部分については、開発場所や計画内容な

ど案件ごとに判断していくことになる。

また、条例の実効性の確保のために氏名公表や罰則規定を設けている。

保護地域指定の考え方は、表流水については分水界によって決定し、排水が十分に希釈されないで水道水源に到達する可能性のある区域とした。湧水・地下水については、地下水面図など湧水の供給源である地下水の流動状態を把握できる資料が存在しないことから、主に国土地理院の地形図を用いて湧水箇所周辺の等高線や土地利用等から涵養域を推定した。

湧水・浅層地下水の涵養域は、広く捉えた場合は羊蹄山、ニセコアンヌプリなど取水口より標高が高い場所すべてが涵養域とも言えるが、本条例の目的から水道水源の水量・水質に直接影響を及ぼす可能性がある範囲内で地形等をもとに涵養域を推定した。

具体的な設定にあたっては、表流水は現在の水源地では十分に希釈される水量や距離が無い為に涵養域は分水界すべてを指定している。湧水・浅層地下水については、全国の過去の汚染事例から判断して取水口から半径10m及び上流部1～2km程度の範囲内で指定し、深層地下水については井戸の半径10mを指定している。

水量については、計画給水量と年間降水量より必要面積を計算し、蒸発散率50%、地下への浸透率50%と仮定し、水道水源として最低限必要な面積を試算し、試算値以上の涵養域面積を設定した。

このようにして推定した涵養域をもとに、保護地域を地番で指定している。

なお、水道水源保護地域は涵養域を基本とするが、町内の北海道が所有する森林については水量・水質に影響を及ぼす開発可能性は低く、開発がある場合には事前協議が可能なため保護地域には含まない。

(地下水保全条例)

地下水保全条例は、他の地下水利用者や水環境に大きな影響を及ぼすおそれのある地下水の大量取水を規制するものである。井戸の揚水機（ポンプ）の吐出口の断面積が8平方センチメートルを超える場合は許可、8平方センチメートル以下の場合には届出が必要となる。許可対象となる井戸については、水量測定器を設置し毎月の取水量を町へ報告することを義務付けている。

大量取水を規制する目的から、一般に流通しているポンプの能力を参考に、一般家庭で想定されるポンプを超えるものとして許可制度の対象を8平方センチメートルに設定した。

許可申請にあたっての手続きは、水道水源

保護条例と同様に、住民説明会の開催後に町へ許可申請を行うこととしている。

実際の事例は条例制定から日が浅いため無いが、規制対象となる井戸に関する許可も水道水源保護条例と同様、井戸の場所や取水予定量などによって個別に判断することになり、ニセコ町水資源保全審議会の意見を聞いて最終的な是非を決定する。

また、地下水保全条例においても条例の実効性の確保のために氏名公表や罰則規定を設けている。

今後の課題と展望

今後の課題としては、地下水に関する資料が少なく、周辺への影響の有無を判断するための材料が少ないことや、水道水源保護地域内に営業中の施設もあることから既存施設改修にあたっての手続きの整理、個別案件ごとに周辺の地形・状況によって判断を行わなければならないため現段階で判断基準を明文文化しにくい事などが挙げられる。

実際の運用においては、水資源保全審議会の意見を聞きながら、個別案件を判断することとし、審査事例が蓄積されるとともに判断基準が作られると考えている。また、運用する中で修正すべき点があれば修正を行うことはもちろん、水源涵養のための森林伐採の規

制や水質保全のための排出規制などについても検討し、この条例が大きく育っていくようにしたい。

このような規制は、主産業のひとつである観光業をはじめ企業からの投資や開発のブレーキとなるのではないかと、との意見もあるが、基準をクリアしてから開発を行ったほうが、地元住民の理解や環境と地域を大切にするといふ企業イメージの構築など、よりよい運営ができるのではないかと思われる。また、乱開発を防ぐという意味では、住民だけではなく企業にもメリットがあるとも言える。

条例による規制ということで訴訟になることも予想される中であえて条例を制定した理由は、環境との共存を目指すニセコ町の態度を明確にする、という点にある。守るべき自然は守り、乱開発を防ぎながらバランスのよい発展を目指し、厳しい規制があることが逆に価値を生むような環境リゾートとしてのブランド化を進めていきたい。